

議案第8号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第2号エ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）を「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号ハに規定する構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）に改め、同号オ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」を「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」に改め、同表第3項第2号中「及び浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根」を「、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの並びに浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請等に対する審査が手数料を徴収する事務として位置付けられた

ことに伴い、当該審査に係る手数料を徴収するため、本案を提出する。